

健康づくりの推進

1 生活習慣の改善

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、より良い生活習慣に心掛け、病気の発症を予防するため、第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を推進します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 第3期松本市食育推進計画に基づき、「1日2食は3皿運動」を推進するため、「おいしく食べよう 具たくさんみそ汁運動」及び「よくかむ30かみかみ運動～飲み込む前にあと5回～」を取組みの柱として、より個人の実践につながるよう各部局と連携しながら事業を展開しました。
- イ 生活習慣病予防について各地区で啓発活動に取り組みました。
- ウ 「こどもの生活習慣改善事業」による保健指導プログラムを小中学校で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民一人ひとりが、自主的に豊かな食習慣を育めるよう、取組みの柱となる運動を更に周知し、より実践につながる支援を実施します。
- イ 生活習慣病予防について、引き続き地区事業やイベント等で啓発活動に取り組みます。
- ウ 引き続き、子どもの時期に望ましい生活習慣を形成するため、現状を養護教諭とともに分析し、課題を共有、一緒に連携して取り組みます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	第1期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」を策定
19年度	第1期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(20年度～24年度)策定 松本市国保特定健診・保健指導の開始、各種健康講座を実施
21年度	若い時からの認知症予防対策事業の開始
22年度	「働く世代の生活習慣病予防事業」の開始 第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ松本21」(23年度～32年度)策定
23年度	こどもの生活習慣改善事業(モデル校)の開始
24年度	第2期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(25年度～29年度)策定
25年度	こどもの生活習慣改善事業を全小中学校で開始
29年度	第3期松本市食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(30年度～34年度)策定

イ 統計資料

働く世代の生活習慣病予防事業

年 度	R 元	R 2
回 数	108	56
受講者数(人)	2,994	1441

健康づくりの推進

2 地域における健康づくりの推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画に基づき、松本市健康づくり推進員連合会と連携し、「市民の健康は、健康づくり推進員の手で」「会員の親睦をはかり、すすんで学習し、地域にひろめよう」をスローガンに健康寿命延伸を推進します。また、食生活改善推進協議会と連携して、食生活を通じた健康づくりを推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア 松本市健康づくり推進員は、各町会から推薦された847名が全35地区において、通年で健診やがん検診等の受診啓発活動を行うとともに、地区事業への協力や研修会等へ参加しました。

連合会事業では地区三役研修会・エリア別研修会、各地区では各種研修会を開催し、研修会の内容を家族や地域へ伝えました。

イ 食生活改善推進員養成教室を年2会場5回コースで実施し、新たに18人が食生活改善推進員として加入（会員数323人）し、市内35地区で栄養指導教室を開催するとともに、地区福祉ひろばや地区公民館等で、様々な年代を対象とし食生活改善のための取組みを行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民による健康推進者としての推進員が、家庭や地域において健康づくりの具体的な方法を学習して実践できるよう、引き続き支援します。

イ 県内各地域で減少傾向にある中、本市では毎年新たな食生活改善推進員が加入し、市や関係機関と連携し食生活を通じた健康づくりに寄与しています。引き続き積極的に養成を行うとともに、地域住民が自ら学び、活動する場として支援します。

(4) 現在までの経過

ア 松本市健康づくり推進員

昭和50年度 松本市保健補導員のモデルとして、4地区に設置

58年度 市内29地区に松本市保健補導員を設置し、松本市保健補導員連合会が発足

63年度 松本市健康フェスティバルでのチャリティーバザーを開始し、収益を福祉関係団体に寄付

平成5年度 連合会主催の研修会を開始

14年度 「松本市保健補導員」から「松本市健康づくり推進員」へ名称変更し、年齢制限、女性限定の任命要件を撤廃

イ 松本市食生活改善推進協議会

昭和44年度 食生活改善推進員の活動開始

57年度 食生活改善推進協議会組織化

平成9年度 松本市による食生活改善推進員養成教室を開始

18年度 松本市食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞

健康づくりの推進

3 後期高齢者医療の推進

健康福祉部 保険課

(1) 目標

高齢者が安心して医療を受けることができる環境づくりと、健やかに生活できるよう健康保持増進を図るため、健康診査の充実を目指しています。

(2) 令和2年度の取組みと成果

- ア 平成20年の制度開始以降、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者を対象とする高齢者医療は、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりました。市は、保険料の徴収、各種相談及び申請や届け出の受付、保健事業などの業務を行っています。
- イ 保健事業の主な事業は、健康づくり課が所管する健康診査です。令和2年度の健康診査対象者33,422人（要介護3～5は希望者のみ）に対して受診者は15,788人で、受診率は47.2%でした。そのうち、簡易脳ドックを除く人間ドック受診者は646人でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 健康診査は、受診料を無料にすることで負担を軽減し、受診率向上を図っています。（法定必須16項目に市独自の10項目を追加して実施しています。）
- イ 平成25年度から人間ドック・脳ドックに対する助成を行い、選択肢を広げています。
- ウ 増加する高齢者に健康の大切さを意識してもらい、健康診査の受診率を向上させ、被保険者の健康維持と医療費の適正化を進めることが課題です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成20年度	健康診査の開始	健康診査市独自検査項目3項目追加
21年度	健康診査市独自検査項目2項目追加	
22年度	健康診査市独自検査項目2項目追加	
23年度	健康診査市独自検査項目3項目追加	

イ 後期高齢者健康診査

（健康づくり課所管）

年 度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）	伸び率（％）
H28	33,650	16,027	47.6	△ 0.4
H29	34,501	16,629	48.2	0.6
H30	35,108	16,462	46.9	△ 1.3
R元	36,369	16,325	44.9	△ 2.0
R 2	33,422	15,788	47.2	2.3

※ 令和2年度から高齢者健康診査の対象から要介護3～5の被保険者を希望制に変更しました。

健康づくりの推進

4 がん検診等各種検診の推進

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

「がん検診5カ年計画」に基づき、がん検診等各種検診の受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療を目指します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 市民を対象にがん検診に関するアンケート調査を実施しました。
- イ 各イベントにて大腸がん検診の啓発を実施し、同時に検診も実施しました。
- ウ 子宮頸がん、乳がん、大腸がん及び肺がんCT検診の無料クーポン対象者で未受診の者に対し、年度途中に個別通知による再勧奨を行いました。また、乳がん検診・肺がんCT検診について電話による受診勧奨も行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民アンケートの結果、国の基準に合わせた受診率ほどの検診も50%に満たず、未受診の理由としては、最多の「検診の存在は知っているが、受ける気がない」や「痛み苦しみがあるから」「いつでも医療機関を受診できるから」となっており、がん検診の意義や正しい知識の普及が課題と考えられます。
- イ 引き続き個別通知による受診勧奨、未受診者への再勧奨、ならびに検診託児等を行うと共に、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診のワンコイン・ツーコイン化等により、受診率向上に努めます。
- ウ 若い世代の受診率向上に向け、周知・啓発を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	前立腺がん検診開始
18年度	肺がんCT検診を開始
21年度	子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
23年度	肺がんCT検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
24年度	個別通知による受診勧奨を開始、大腸がん検診の節目年齢対象者への個別勧奨を開始
26年度	子宮頸がん検診にHPV（ヒトパピローマウイルス）検査を追加、胃がんリスク検診を開始
29年度	子宮頸がん・乳がん検診の自己負担額の引き下げ
30年度	乳がん超音波検診無料クーポンの開始

イ 各種検診状況

区分	R元年度			R2年度		
	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)	対象者(人)	実施者(人)	受診率(%)
肺がんCT検診	79,435	3,258	4.10	79,966	3,632	4.54
胃がん検診	87,143	2,985	3.43	87,527	2,682	3.06
大腸がん検診	87,143	17,244	19.79	87,527	16,153	18.45
子宮がん検診	49,784	9,284	18.64	49,841	9,419	18.90
乳がん検診	46,604	10,929	23.45	46,796	9,923	21.20
前立腺がん検診	31,210	6,331	20.29	31,593	5,930	18.77
肝炎ウイルス検診		2,536			2,202	

健康づくりの推進

5 感染症予防対策（予防接種の充実）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

予防接種法に基づき予防接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止します。実施にあたっては、予防接種の意義等について啓発を図り、被接種者の体質等を理解している、かかりつけ医療機関での個別接種の推進を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 乳幼児・学童の予防接種の接種率は、ほぼ横ばい傾向で、感染症のまん延はありません。
- イ 任意予防接種のおたふくかぜ及びB型肝炎ワクチンの接種費用の一部補助に加え、こどものインフルエンザ予防接種費用の半額助成を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 予防接種が感染症のまん延予防に大きな成果をあげていることから、今後とも普及啓発活動を行うとともに接種勧奨に努めます。

(4) 現在までの経過

ア 経過

平成20年度	「麻しん・風しん予防接種」第3期及び第4期を開始（24年度まで5年間）
22年度	日本脳炎予防接種の積極的勧奨を開始
	2月から子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの接種開始
24年度	9月から不活化ポリオワクチンの導入
	11月から四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風＋不活化ポリオ）の導入
25年度	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌3ワクチンの定期接種開始
	水痘・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部助成を開始
26年度	10月から水痘・高齢者肺炎球菌（65歳以上5年ごと）ワクチンの定期接種開始
	4月からB型肝炎・10月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を開始
28年度	県外定期予防接種費用の助成を開始
	10月からB型肝炎ワクチンの定期接種（1歳未満）と任意接種費用の助成（2歳未満）を開始
29年度	B型肝炎ワクチンの任意接種費用の助成対象を2歳未満から小学校就学前まで拡大
30年度	任意の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成制度を終了
令和元年度	おとなの風しん追加的対策（S37～S53年度生の男性の抗体価検査と、抗体価が基準値以下の者への風しん第5期定期接種（MRワクチン））を開始（3年間時限措置）
2年度	10月からロタウイルス感染症の定期接種（生後6週～24週または32週）を開始
	任意のこどものインフルエンザ予防接種費用半額助成を開始
	造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成を開始

健康づくりの推進

6 感染症予防対策（その他の感染症予防対策）

健康福祉部 健康づくり課
(健康福祉部 健康づくり課、保健予防課)

(1) 目標

新たな感染症に対する正しい知識の普及啓発を行い、発生及びまん延の予防を図り、的確な対応が行える体制づくりをします。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア エイズ・H I V等感染症予防啓発事業

学校等における出前教室をととして感染症に関する啓発活動を行うとともに、エイズ・H I V等感染症予防啓発推進協議会「子どもの教育」専門部会では出前講座のバージョンアップに向けた取り組み、「施設受け入れ」専門部会では高齢者福祉従事者向け感染症研修会を実施しました。

イ 新型インフルエンザ等対策

新型コロナウイルス感染症に関する対策について、新型コロナウイルス感染症外来・検査センターを開設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア エイズ・H I V等感染症予防啓発事業

保健予防課が「子どもの教育」「施設受け入れ」専門部会における課題解決に向けた実践活動、健康づくり課が学校における出前講座を行い、連携して感染症の予防啓発に努めます。

イ 新型インフルエンザ等対策

新型コロナウイルスの感染拡大抑制を図るため、新型コロナウイルス感染症外来・検査センターを運営するとともに、新型コロナワクチン接種実施に向け準備を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) エイズ・H I V等感染症予防啓発

平成19年に医療・教育関係の団体及び有識者等により松本市エイズ・H I V等感染症予防啓発推進協議会が設立されました。構成団体それぞれが感染症の予防啓発活動を実施するとともに、協議会においても研修会等を開催し、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っています。

(イ) 新型インフルエンザ等対策

平成21年に流行した新型インフルエンザ(H1N1)の経験を踏まえ、市新型インフルエンザ等対策マニュアル、市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。

現在、国では新型コロナウイルスワクチンの接種体制づくりを優先するとしており、本市においても新型コロナウイルスワクチンの接種体制について検討を進めています。

イ 統計資料【エイズ・H I V等感染症予防啓発の出前講座実績値】

対象	H30年度実績数 (回数)	R元年度実績数 (回数)	R2年度実績数 (回数)
小学校	4,125人(51回)	4,434人(55回)	3,027人(40回)
中学校	3,635人(36回)	3,211人(35回)	3,443人(31回)
高校・地域	955人(16回)	324人(4回)	213人(2回)
計	8,715人(103回)	7,969人(94回)	6,683人(73回)

健康づくりの推進

7 受動喫煙の防止

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

健康増進法に基づき、受動喫煙による健康被害や喫煙による健康への影響について、市民ひとり一人が理解できるように啓発事業を推進し、健康増進を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 令和元年7月に「松本市受動喫煙防止に関する条例」を施行し、併せて市のほとんどの公共施設を受動喫煙防止区域に指定しました。
- イ 松本駅お城口広場及び周辺市街地を令和元年10月より受動喫煙防止区域に指定し、区域内に指定喫煙所を設置しました。
- ウ 禁煙支援ガイド、ポスターを作成し医師会・健診機関・歯科医師会・薬剤師会へ市の施策を説明し、配布しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市民や企業に対し、健康増進法の改正及び松本市受動喫煙防止に関する条例について周知徹底し、円滑な法律施行を目指します。
- イ 医師会・歯科医師会・薬剤師会、企業と連携を図り、禁煙相談の充実を図ります。
- ウ 子どもたちを受動喫煙の健康被害から守るため、幼児期からの喫煙防止教育の実施や子育て世代、働く世代への啓発、加熱式タバコについての正しい理解の普及を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年3月	庁議で「タバコと向き合う松本スタイル～あたり前の禁煙へ～」を策定
12月	松本駅前お城口広場を「さわやか空気思いやりエリア」(禁煙エリア)に設定
30年7月	健康増進法の一部を改正する法律の公布。受動喫煙防止対策の強化
8月	たばこ対策庁内検討会議の発足。本市の対策の見直しを行うことを確認
10月	たばこ対策推進協議会の発足。条例制定に向けて協議
31年3月	松本市受動喫煙防止に関する条例の制定
令和元年7月	松本市受動喫煙防止に関する条例施行。市公共施設での原則敷地内禁煙開始
10月	松本駅お城口広場周辺を「受動喫煙防止区域」に指定 指定喫煙所・禁煙啓発所運用開始

イ 統計資料

年 度	H 30	R 元	R 2
喫 煙 率 (習慣的に喫煙する者)	12.0%	11.8%	11.1%

健康づくりの推進

8 介護予防の推進（身体活動維持向上事業）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市健康づくり計画「スマイルライフ21」及び第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心いきいきプラン松本」に基づき、活動的な時期から介護予防を推進します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 介護認定の要因となるロコモティブシンドローム予防のため、40歳以上の方を対象に「体力健診」を67回実施し、述べ901人に対し体力測定の実施とロコモ予防運動の周知啓発を行いました。そのうち、できるだけ若い世代へ周知啓発のため、がん検診との同時開催を松本大学へ委託し12回実施しました。
- イ 住民自らが体力づくりに取組み、また地域住民が継続して体力づくりが行えるような仕組みづくりとして、運動継続を支援する「体力づくりサポーター」を育成し、登録者が455名となりました。
- ウ 令和元年度から、身近な地域で住民同士が主体的に運動を継続できる仕組みづくりを開始しました。週1回集い運動を行うサークルを立ち上げるために周知啓発を行い、行政主導とならない、新たな介護予防の取組みとなり、51のサークルが活動しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 住民が主体的に介護予防に取り組めるよう、地区住民の自主活動を支える人材育成と週1回実施する自主サークルの立ち上げ支援は、介護保険事業の地域支援事業として充実を図ります。
- イ 若い世代から体力づくりに取組むよう、がん検診と特定健診保健指導とセットにした「体力健診」を拡充します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	身体活動維持向上事業を開始。体力健診実施と、体力づくりサポーター育成開始
28年度	市内全地区（35地区）に対して、体力健診の実施と、体力づくりサポーター育成終了
29年度	全地区対象に、体力健診と体力づくりサポーター育成講座を実施（2講座） 35地区において、体力づくりサポーター活動を開始
30年度	四肢筋力アップ運動検証事業が福祉計画課より健康づくり課へ移管
令和元年度	市民歩こう運動推進事業が福祉計画課より健康づくり課へ移管 自主運動サークル立ち上げ支援を開始

イ 統計資料 事業実績

年 度	体力健診		体力づくりサポーター	自主運動サークル立ち上げ
	回数	延人数	全登録者数	サークル数
H 30	133	2,409	453	
R 元	91	1600	440	28
R 2	67	901	455	51

心の健康、生きがいつくりの推進

1 自殺予防対策の強化

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

第2期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者数の減少を図るため総合的な予防対策に取り組みます。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 平成29年に策定した第2期松本市自殺予防対策推進計画に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に対策を推進しました。
- イ 平成22年度に開始した自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において様々な相談に対応しました。
- ウ 市民を対象とした自殺予防対策研修会の開催、各地区ごとの地域支援者の育成を行いました。
- エ 若い世代への教育・啓発の一環として、小中学校への自殺予防出前講座のモデル実施をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 各分野、各団体等による自殺予防対策推進協議会及び庁内連絡会議を中心に、自殺予防対策を推進するとともに、自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」において、庁内サポートチームと連携しながら、様々な相談に対応します。
- イ 身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、見守るための地域支援者を増やすため、地区ごとの研修会を開催します。
- ウ 若年者や働き盛り世代の自殺死亡率が高い傾向にあることから、より若い世代からの教育・啓発を重点的に行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成21年度	松本市自殺予防対策推進協議会の発足
22年度	松本市自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設
23年度	松本市自殺予防対策推進計画策定、地域支援者のための研修会を実施
29年度	第2期松本市自殺予防対策推進計画策定

イ 「いのちのきずな松本」の実施状況（令和2年度）

相談日数	243日
相談件数	1,033件（実人数95人）

相談者95人の年齢別内訳

単位（人）

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
7	10	8	29	13	10	10	8	95

ウ 地域支援者育成状況（令和2年度）

講座回数	参加人数
155回	2,712人

心の健康づくりの推進

2 まつもと市民生きいき活動

教育部 教育政策課

(1) 目標

「学都松本」に向けた取組み指針のひとつである不易を貫き、変わらない大切なことを継続する活動として、「こころをみがき、からだを使おう」「あいさつをしよう」「きれいにしよう」という3つの行動を、市民一人ひとりの地道な活動として広げることが目標としています。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 市民や児童・生徒が実際に取り組んでいる事例を紹介することで、多くの人にこの活動を意識してもらえるように年4回「広報まつもと」にコラムを掲載しました。
- イ 平成22年度に作成したロゴマークをあらゆる機会に使用することで市民周知を図りました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 人の不易なこと（いつの時代も変わらない大切なこと）として、あたりまえのことをコツコツと続けることで、日々の生活を、そして、このまちを輝かせようという活動です。
一人ひとりのあたりまえの実践をつなげ、広げていくための働きかけなどを地道に継続していきます。
- イ こども部の「まつもと子どもスマイル運動」と連携していきます。
- ウ 印刷物だけでなく、新しい生活様式が定着した社会での効果的な周知方法を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成19年度 平成12年度から取り組んできた「あいさつ運動」を発展させ、6月議会において「日々の暮らしの中で地道に実践できる活動」を策定することを表明
活動のあり方について協議（地区公民館での懇談会、庁内ワーキンググループ開催等）
- 20年度 地区へ出向いての市民意見の聴取（28地区）
校長会、PTA連合会、社会教育委員会議での意見聴取
庁内ワーキンググループ会議の開催（3回）
教育委員協議会での協議（3回）
- 21年度 教育委員会、庁議、市議会での協議、パブリックコメントの実施を経て、「まつもと市民生きいき活動」を策定
- 22年度 「学都松本」の考え方（めざすまちの姿）を決定
「まつもと市民生きいき活動」のロゴマーク決定
- 23年度 松本市教育振興基本計画を策定し、「学都松本」実現への5つの取組指針を定め、この中のひとつ「不易を貫き、変わらない大切なことを継続します」を実践する活動として「まつもと市民生きいき活動」を位置付け
- 29年度 第2次松本市教育振興基本計画を策定し、引き続き「まつもと市民生きいき活動」を取組指針の実践活動として位置付け

ソーシャルキャピタルを活かした健康づくり

1 「健康とくらしの調査」

健康福祉部 福祉計画課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

社会参加と健康度の関連性について研究している「日本老年学的評価研究 (JAGES)」プロジェクトに参加し、高齢者の社会生活や健康状態などについてアンケート調査を実施しました。

日常生活や暮らし方が健康に与える影響について調査し、介護保険データとの関連性の分析、他自治体との比較や市内地区間の比較などを行い、本市の健康づくり・介護予防事業等に活用するものです。

(2) 令和2年度の実施と成果

ア 平成28年度及び令和元年度に実施した調査結果の分析

各地区の特徴や課題を「見える化」するため、本データを含め、各地区に関係する各種データ等を整理した「地区診断書」を全地区で作成し、地区の特徴や課題に対応した活動に取り組みました。

イ 松本市出前講座の活用

松本市出前講座のメニュー「つながりと健康について」の実施を通じて、人間関係などが健康に与える影響等について情報発信を行い、サロン活動などの場づくりや支え合いの関係づくりを進めました。(令和元年度20回、令和2年度2回)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 平成28年度、令和元年度に実施した2回の調査を通じて、本市の特徴や地区ごとの特性など様々なデータを収集したため、庁内関係部署で把握しているデータも合わせて、情報の整理・分析を引き続き行い、地区ごとの課題などに応じた事業展開に取り組みます。

イ 引き続き、出前講座などを活用して積極的に地域に出向き、地域住民のつながりの重要性などについて情報発信、理解促進を図り、場づくりや関係づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度	福祉ひろば及び日常生活圏域ニーズ調査分析を実施 要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で福祉ひろばへの参加と要介護認定の関連を分析(平成24年6月から27年3月までの期間で追跡調査)
28年度	社会参加による健康づくり・介護予防事業「健康とくらしの調査」を実施(1回目)
29年度～	調査結果の分析と活用 (35地区で住民と結果を共有し、15地区で結果を活用した事業の実施)
令和元年度	社会参加による健康づくり・介護予防事業「健康とくらしの調査」を実施(2回目)

基本施策
1-2-1

地域医療の充実

1 市営診療所の運営

健康福祉部 医務課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

地域住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療の充実を図ります。

医療資源の少ない山間地域において必要な医療を継続的に提供していくため、6カ所の市営診療所の運営に取り組みます。

(2) 令和2年度の実績と成果

各診療所において、引き続き、地域住民が安心して安全に医療を受けることができるよう必要な医療提供を行うため、人材確保や医療機器等の整備に努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療資源の少ない地域を担う診療所は、医師等の医療従事者の安定的な確保等、他の医療機関からの継続的な支援が不可欠です。

松本市立病院との連携強化を図り、安定的な診療所運営が図れるよう体制の構築を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成19年度	レセプトコンピュータの導入
20年度	奈川診療所で施設の大規模改修を開始
21年度	奈川診療所で施設の大規模改修を継続実施
23年度	奈川診療所のレントゲン装置を更新 安曇島々診療所を民間から引き継ぐことについて議会と協議
24年度	安曇島々診療所開設
27年度	安曇大野川診療所改築工事（現地）、安曇島々診療所移転改修工事（安曇支所内）を実施。安曇大野川診療所及び歯科診療所の統合により、大野川歯科診療所を廃止
28年度	大野川診療所及び大野川歯科診療所を一体化して、現地に改築し、平成28年4月1日に開設 島々診療所の機能を隣接する安曇支所1階へ移転し、平成28年4月1日に開設
令和元年度	錦部歯科診療所を令和2年3月31日に廃止

イ 診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
設置	平成28年 4月1日 ※1	昭和61年 6月1日	昭和24年 4月1日	平成28年 4月1日 ※2	昭和28年 1月10日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科・歯科
診療日 及び 診療時間	(内科) 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 (歯科) 月・金 9:00～16:30 水 9:00～12:00	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	(内科) 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 (歯科) 火・木 9:00～16:00	(内科・外科) 月・火・木・金 8:30～17:15 (歯科) 月・火・木 9:00～17:15
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

※1 大野川診療所（S45.12.19開設）と大野川歯科診療所（S60.4.2開設）を統合し、新規開設したもの

※2 H24.4.1開設の診療所を移転し、新規開設したもの

地域医療の充実

2 病院事業

病院局

(1) 目標

松本市立病院は、松本市西部地域の基幹病院として、主に急性期医療の提供のほか回復期医療、周産期医療など、新しい命の誕生から人生の終末期までの幅広い医療を提供します。四賀の里クリニックは、四賀地域住民の心の拠り所となる地域医療の拠点として、地域に親しまれる医療機関を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 松本市立病院では、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により、発熱外来の設置や病床数の拡充等を行い、松本圏域唯一の感染症指定病院として、積極的に感染症患者を受入れました。
- イ 新病院の建設は、病院局の基本構想と有識者等で組織する松本市立病院専門者会議の提言を基に、庁内調整会議において建設候補地、新病院の規模、機能等の検討を行いました。
- ウ 四賀の里クリニックでは、外来及び在宅医療の充実に取り組み、新型コロナウイルスの影響があったものの、昨年度と比較して、患者数及び収益に大きな減少はありませんでした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市立病院は、新型コロナウイルス感染症による一般患者数の減少は、今後の病院経営に大きく影響を及ぼすことから、組織体制の見直しや職員の適正配置、業務改善等に取り組み、経営改革をより一層を進めます。
- イ 病院の移転建替については、建設地と規模・機能を決定し、令和3年度中に現松本市立病院建設基本計画を見直し、新たな計画の策定を行います。
- ウ 四賀の里クリニックでは、更に地域に根ざした診療所運営に取り組み、経営の安定化を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- (ア) 松本市立病院
 - 昭和23年度 村立波田診療所開設
 - 平成27年度 松本市立病院整備のあり方に関する将来構想を策定
 - 29年度 松本市立病院建設基本計画を策定
 - 30年度 許可病床数を215床から199床に変更
- (イ) 四賀の里クリニック
 - 昭和25年度 会田村、中川村2カ村組合立病院として開設
 - 平成17年度 4村合併に伴い市立病院として運営
 - 30年度 無床診療所化し、名称を四賀の里クリニックへ変更

イ 統計資料

令和2年度利用者数

区 分	松本市立病院			四賀の里クリニック		
	利用者数	1日平均数	診療日数	利用者数	1日平均数	診療日数
外 来	80,770人	221.3人	365日	9,497人	39.4人	241日
入 院	49,973人	136.9人	365日	—	—	—
救急搬送受入	938人	2.6人	365日	—	—	—
分 娩 数	223件	0.6件	365日	—	—	—

救急医療・周産期医療の充実

1 救急医療の連携

健康福祉部 医務課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

1年365日、平日・休日の夜間及び休日の昼間、市民が安心して安全に医療を受けることができる救急医療の充実を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 初期救急医療（軽症）

(ア) 診療所による平日・休日夜間及び休日昼間の在宅当番医制

(イ) 小児科・内科夜間急病センターにおける、小児科・内科の夜間365日診療

イ 二次救急医療（中等症）

病院による平日・休日夜間及び休日昼間の病院群輪番制（松本広域圏8病院、うち市内7病院）

ウ 三次救急医療（重症）

信州大学医学部附属病院及び相澤病院による重症救急患者の24時間受入れ

エ こどもの初期医療に関し、子育て支援講座として夜間急病センター看護師による出前講座を実施したが、小児科医による講座及び医師・薬剤師・看護師・管理栄養士による講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

(3) 現状の分析と今後の課題

夜間急病センターは、初期救急医療機関として、市民のみならず松本医療圏内の住民に定着していることから、引き続き松本市医師会等関係機関の協力のもと運営してまいります。

在宅当番医制や夜間急病センターによる初期、病院群輪番制による二次及び救命救急センターによる三次の救急体制が確立していますが、持続可能な救急医療のため、医療従事者の負担軽減や緊急時に安心して医療が受けられる体制の維持が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 小児科・内科夜間急病センター受診状況

年度	診療日数	受診者数				診療収入
		合計	小児科	内科	小児科割合	
H 30	365日	9,121人	5,417人	3,704人	59.4%	77,002千円
R 元	366日	8,533人	5,347人	3,186人	62.7%	71,042千円
R 2	365日	2,308人	1,406人	902人	60.9%	19,238千円

イ 二次救急診療実施集計表（松本広域圏8病院の二次救急診療患者数）

年度	外来患者数	入院患者数	合計患者数
H 30	21,017人	4,342人	25,359人
R 元	19,468人	4,504人	23,972人
R 2	14,213人	3,421人	17,634人

※松本広域圏8病院（相澤病院、一之瀬脳神経外科病院、藤森病院、松本協立病院、丸の内病院、まつもと医療センター、松本市立病院、安曇野赤十字病院）

※患者数は、松本広域圏外の患者数も含まれます。

救急医療・周産期医療の充実

2 周産期医療の整備

健康福祉部 医務課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

松本医療圏の産科医療体制の崩壊を止める措置として、分娩従事医師の負担軽減、離職防止及び妊婦の安心感の確保を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

健診協力医療機関・分娩医療機関の両医療機関で利用する共通診療ノートの活用等により、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は、年々減少しています。その結果、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られ、安心・安全な出産ができる体制が整備されています。

また、地域住民の理解と協力を得るため、公開講座を開催するなど周知啓発に努めています。

(3) 現状の分析と今後の課題

この事業は、産科医療体制を維持するモデルケースとして、市民理解を促すとともに、更なる体制維持・継続のあり方を松本医療圏全体で検討していくことが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

松本地域住民の妊娠届（妊娠証明）の取扱実績

届出期間	分娩医療機関	前年比	健診協力医療機関	前年比
28年4月～29年3月	672件(126)	1.41(0.96)	2,325件	0.85
29年4月～30年3月	693件(138)	1.03(1.10)	2,162件	0.93
30年4月～31年3月	739件(121)	1.07(0.88)	2,154件	1.00
31年4月～2年3月	754件(112)	1.02(0.93)	1,964件	0.91
2年4月～3年3月	722件(105)	0.96(0.94)	1,747件	0.89

注 分娩医療機関の()内は、信大、相澤、丸の内、松本市立病院の取扱件数